

所沢市告示 第408号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条  
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年9月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年8月28日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 9台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間  
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所  
喜多町2番12号  
電話04-2924-9419  
月～土曜日(12/29～1/3を除く)  
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
  - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
  - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課  
電話04-2998-9140

公 示 送 達 書

所沢市告示第 409 号

令和7年9月1日

下記の書類は、財務部市民税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

| 送 達 す べ き 書 類 |         | 送 達 を 受 け る 者   |
|---------------|---------|-----------------|
| 書類の名称         | 納税通知書番号 | 住所(所在地)及び氏名(名称) |